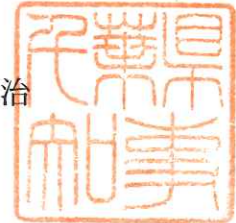


## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県松戸市上本郷86番地  
氏 名 株式会社イサカエンタープライズ  
代表取締役 井坂 勝則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成30年2月21日

許可の有効年月日 平成35年1月3日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

圧縮及び破碎による中間処理

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）、(イ) 金属くず（廃スチール缶及び廃アルミ缶に限る。）

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）、(イ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、水銀使用製品産業廃棄物を処分できない。

### 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

### 3 許可の条件

なし

( 続 く )

(許可証の続き)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 1 月 4 日 新規許可

平成29年12月12日 変更届 (保管施設の変更)

平成30年 2 月 2 1 日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)



許可証別紙 1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
圧縮施設		廃プラスチック類 4.5 t/日 (廃ペットボトル) (0.56t/時×8時間) (平成17年10月24日)	1	千葉県松戸市 上本郷字押堀 85番1, 85番3, 86番1
		金属くず 6.2 t/日 (廃アルミ缶) (0.78t/時×8時間) (平成17年10月24日)	1	
		金属くず 18.5 t/日 (廃スチール缶) (2.31t/時×8時間) (平成17年10月24日)	1	
処理前廃棄物 保管施設		28 m <sup>2</sup> 49 m <sup>3</sup>	1	
残さ物保管施設 (鉄製コンテナ保管)		6.8 m <sup>2</sup> 10 m <sup>3</sup>	6	
処理後物 保管施設	金属くず(アルミ) 保管施設	24 m <sup>2</sup> 72 m <sup>3</sup>	1	
	金属くず(鉄) 保管施設	24 m <sup>2</sup> 72 m <sup>3</sup>	1	
	廃プラスチック類 保管施設 (フレコンバッグ保管)	24 m <sup>2</sup> 72 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

許可証別紙 2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
圧縮施設	金属くず 12.6 t/日 (廃アルミ缶) (0.79 t/時×16時間) (平成24年9月24日)	1	千葉県松戸市 上本郷字押堀 90番1, 90番3, 91番1
	金属くず 36.8 t/日 (廃スチール缶) (2.3 t/時×16時間) (平成24年9月24日)	1	
	廃プラスチック類 16.0 t/日 (廃ペットボトル) (1.0 t/時×16時間) (平成24年9月24日)	1	
破碎施設 (破碎機 A) (施行令第7条第7号) (平成24年1月31日, 第23-1-399号)	廃プラスチック類 17.3 t/日 (廃ペットボトル) (1.08 t/時×16時間) (平成24年9月24日)	1	
破碎施設 (破碎機 B) (施行令第7条第7号) (平成24年1月31日, 第23-1-400号)	廃プラスチック類 17.3 t/日 (廃ペットボトル) (1.08 t/時×16時間) (平成24年9月24日)	1	
破碎施設	ガラスくず, コンクリートくず及び 陶磁器くず 4.1 t/日 (0.51 t/時×8時間) (平成26年11月6日)	1	
処理前廃棄物 保管施設	52 m <sup>2</sup> 131 m <sup>3</sup>	1	
処理前廃棄物 保管施設 (鉄製コンテナ保管)	6.8 m <sup>2</sup> 15 m <sup>3</sup>	2	
残さ物保管施設 (鉄製コンテナ保管)	6.8 m <sup>2</sup> 10 m <sup>3</sup>	1	
処理後物 保管施設	金属くず 保管施設	24 m <sup>2</sup> 96 m <sup>3</sup>	1
	廃プラスチック類 保管施設 (フレコンバッグ保管)	24 m <sup>2</sup> 96 m <sup>3</sup>	1
	ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず 保管施設	1.4 m <sup>2</sup> 1.3 m <sup>3</sup>	3

(以下余白)